

ホームページ制作業務 委託契約約款

本ホームページ制作業務委託契約約款（以下「本約款」という）は、貴社貴団体（以下「甲」という）が、アイハウス（以下「乙」という）に、甲のホームページを乙にその制作業務を委託することに関する基本的事項を定めたものである。

第1条（業務内容）

1. 本契約において甲は別紙 HP 仕様書（以下、「仕様書」という）に基づき次の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) Web サイト制作にかかわる調査、分析
- (2) Web サイトの設計及びトップページ等のデザイン、及び Web サイトの開発及びテスト
- (3) Web サイト制作における全体管理

第2条（契約期間及び納期）

1. 「制作業務」のスケジュールと納期は、別紙「仕様書」に記載のとおりとする。
2. 甲は乙の「制作業務」に協力するものとする。但し、甲の責により、ホームページに掲載する文章や画像等の提出が遅延する等乙の作業に支障が出た場合は、乙は納期とその遅延に関し一切の責任を負わないものとする。

第3条（委託料）

1. 甲は乙に対し、「制作業務」の対価として別途見積書（以下、「見積書」という）で定める委託料を乙に支払うものとし、甲は納品完了後乙の請求に基づき「見積書」で定められた期限内に支払うものとする。
2. 料金の支払は、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第4条（納品及び公開）

1. 乙は、「制作業務」終了後、完成したホームページを甲に仮公開する。仮公開するホームページの URL は、別途乙から甲に通知する。
2. 甲は、仮公開から「仕様書」に定める期間内に、ホームページの仕様書との不一致、不具合、バグ等がないか検査を行わなければならない。
3. 検査の結果問題がなければ、甲は乙に文書又は電子メールで納品完了の通知をするものとする。ただし、「仕様書」に定める期限を過ぎた場合には、自動的に納品完了とする。
4. 2 項の理由で期間内に、甲から乙に対して修正の要求がある場合は、文書又は電子メールにてこれを乙に通知するものとする。乙は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行い、

再度仮公開を行う。その後の取扱いは、2、3 項に準ずるものとする。

5. 前項で甲の責に帰すべき事由によるホームページのデザイン等の修正及び変更が発生した場合は、その変更作業にかかる乙の費用は甲に請求できるものとし、甲はその費用を支払わねばならない。この場合甲乙双方で改めて納期と公開時期について別途定めるものとする。

6 納品完了後、甲から乙に対し特段の申し出がなければ、乙はホームページを正式公開する。

第5条（成果物の保守管理）

1. 「制作業務」の完了後、その成果物であるホームページに関する保守管理について、甲は引き続き乙とこれらに関する別途契約書（保守管理業務契約書）を取り交わすものとする。

第6条（再委託）

1. 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第7条（瑕疵担保責任）

1. 納品完了後、「制作業務」に関して仕様書との不一致が発見された場合、甲は乙に対して瑕疵の修正を請求することができる。

当該瑕疵が甲の責に帰すべきものである場合を除き、乙は無償で補修を行う。

2. 乙が瑕疵修正責任を負うのは、納品完了後1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

3. 前項で瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等、甲の責任によって生じたときには乙は免責される。

第8条（非保証）

甲は、乙が次に定める事項につき、明示・黙示を問わず、一切の保証を行わないことにつき合意する。

(1) ホームページ経由で売上が発生すること、問合せがくること及びそれらが増減すること

(2) ホームページのアクセス数及びアクセス応答時間が増減すること

(3) ホームページが検索エンジンの検索結果上位に表示されること

第9条（免責）

乙は、次の各号につき一切の責任を負わないものとするに甲は合意する。

(1) 甲が自ら編集を行ったことによる不具合、故意・過失によるデータ等の毀損

- (2) 甲が乙に提供した画像データ及びコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起
- (3) ホームページに対して来る閲覧者からのクレーム
- (4) 甲がホームページ上に掲載する商品及びサービスの適法性
- (5) ホームページを運営するために必要な特定商取引法表示及びプライバシー・ポリシー等の法律表記の適法性
- (6) サーバ運営会社と及びそのメンテナンス等の理由により、一時的にホームページが閲覧できない状態になること

第10条（知的財産権等）

1. 本契約に基づき乙が自ら作成し、又は有償で第三者に制作させ、もしくは第三者から導入し又は購入したプログラム

切の制作物（以下「成果物」という）に関する知的財産権は、乙に留保されるものとする。

また制作途中で乙が作成・提示したもので、成果物として採用されなかった制作物の知的財産権は乙に帰属する。

2. 甲が提供した仕様書、テキスト原稿、写真等に関する知的財産権は甲に帰属する。

3. 乙は、甲又は甲の顧客が当該ドメイン（URL）のみで成果物を無償で利用することを許諾するものとし、乙の文書に

よる同意なしに甲はこれら成果物とその改変・複製・使用权等を自らも及び第三者に譲渡、移転も行うことはできない。

第11条（秘密情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、委託業務の遂行に伴い相手方より提供を受け又は知り得た技術上、営業上、又はその他の業務上の情報（甲

の顧客に関する情報を含み媒体を問わないもの、以下「秘密情報」という。）を、事前に相手方から書面による承諾を受

けることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の何れか一つに該当する情報についてはこの限り

でない。

(1) 相手方から提供を受けたとき、既に公知であった情報

(2) 相手方から提供を受けた後、公知となった情報

(3) 秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報

2. 秘密情報の提供を受けた甲又は乙は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3. 甲及び乙は、相手方より提供を受けた秘密情報を本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、当該秘密情報の複製

又は改変が必要なおきには、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4. 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第12条（契約の解除）

1. 甲は乙の「制作業務」完了前に中途解約をすることができる。この場合、乙は甲にそれまでの作業にかかった、又は既

に再委託先に依頼した作業にかかる費用を含め請求することができるものとし、甲は乙が請求する費用を直ちに支払わなければならない。

2. 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続及び 民事再生手続の

開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき

又は第三者からこれらの申立てがなされたとき

(2) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、又は解散の決議をしたとき

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第13条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、相手方に対し、その旨を文書又は電子メールにより速やかに通知しなければならない。

(1) 法人の名称又は商号の変更

(2) 振込先指定口座の変更

(3) 代表者の変更

(4) 本店、主たる事務所の所在地又は住所の変更

第14条（不可抗力）

本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

(1) 自然災害（地震等）、伝染病、戦争及び内乱、テロ、火災及び爆発、ストライキ及び労働争議

(2) 政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの

(3) その他前各号に準ずる非常事態

第15条（合意管轄）

1. 本契約の準拠法は、日本法とする。
2. 本契約につき裁判上の争いとなったときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

第16条（協議）

本契約に定めのない事項、或いは契約の内容又は条項の解釈についての疑義が生じた場合には、甲・乙信義誠実の原則に従い協議のうえ、円満に解決するものとする。

以上

2021年4月1日

アイハウス 代表 伊藤 幹雄